

令和 8 年度 実施設計書

審査 設計者

工事番号
(設計書コード) 38-FE310-07-01-04

建設工事名 公園施設長寿命化第3工区工事

路線河川名 丸山南公園

建設工事箇所 藤枝市 志太 地内

建設工事金額

工 期 令和 8 年 1 2 月 2 8 日限り

週休 2 日推進工事補正 (週単位 (完全週休 2 日))

建設工事概要

ブラコ設置
鉄棒設置

1	基
1	基

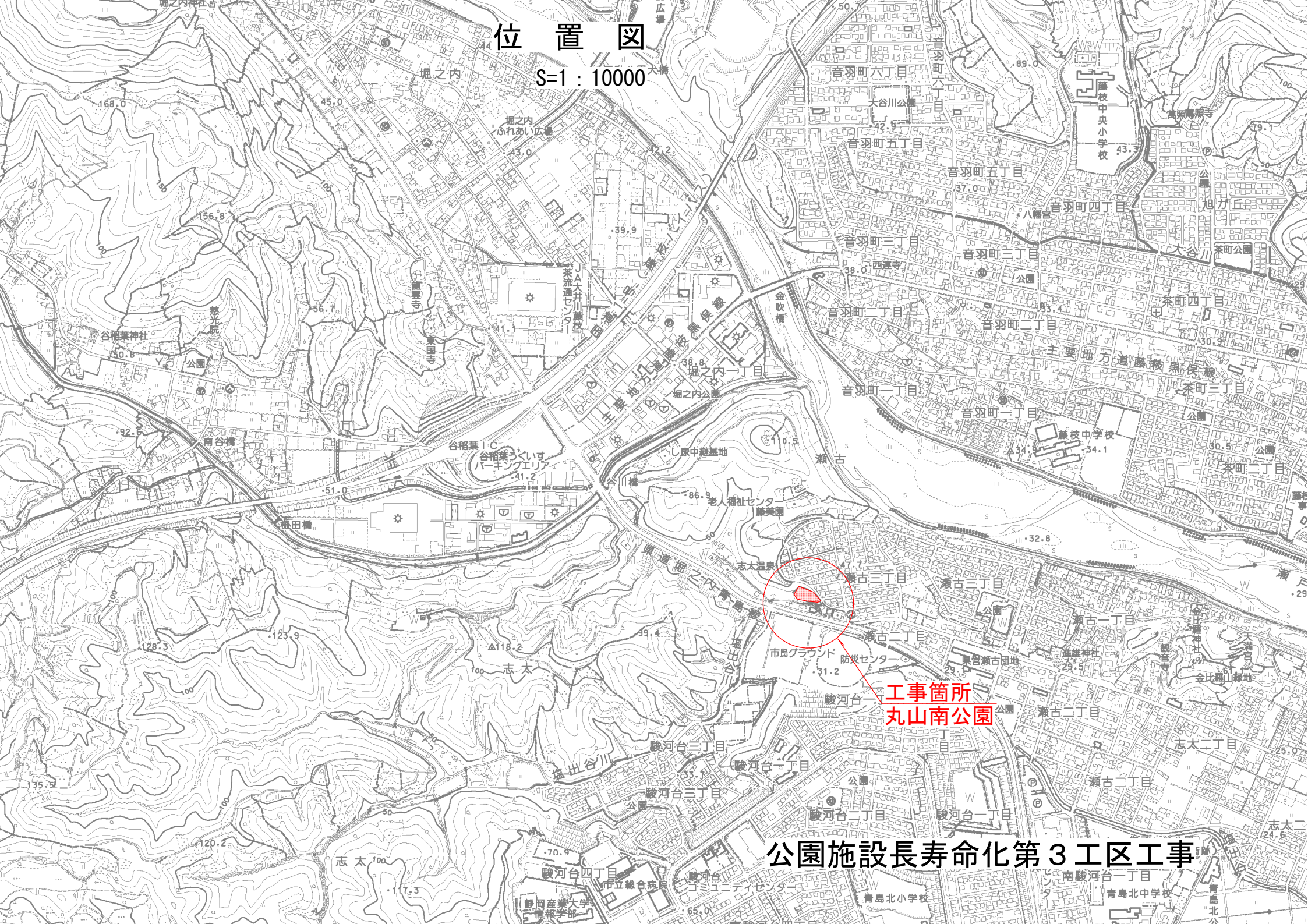
歩掛・単価適用年度 令和 8年 8月 基本単価 令和 8年 8月 地区コード 220 地区

起 終 点 指 定



位置図

S=1 : 10000



公園施設長寿命化第3工区工事

工 事 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費					
- 施設整備					
式	1				
-- 遊戯施設整備工					
式	1				
--- 遊具組立設置工					
式	1				
---- 4連プランコ設置 (丸山南公園) H=2500 ザイルロープ 児童用					M0054
基	1				第 1号表
---- 鉄棒設置 (丸山南公園) 2連					M0030
基	1				第 3号表
--- 作業土工					
式	1				
---- 床掘り					
m3	20				SP 7号表 数量コードME
---- 埋戻し					
m3	10				SP 8号表 数量コードRT

工 事 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
---- 建設発生土運搬・処分(丸山南公園)					M0016 運搬距離 L=16,2km
	m ³	3			第 5号表 数量コードZ1
-- 公園施設等撤去・移設工					
	式	1			
--- 公園施設撤去工					
	式	1			
---- 遊具撤去・運搬・処分 対象：丸山南公園 プランコ、二連鉄棒					M0040
	式	1			第 6号表
-- 仮設工					
	式	1			
--- 交通管理工					
	式	1			
---- 交通誘導警備員					
	式	1			第 12号表
直接工事費計					
工種区分 No. 9 公園工事					

工事費内訳表					
区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
共通仮設費 (地域補正しない)	式	1			
共通仮設費計					
純工事費計					
現場管理費 (地域補正しない)	式	1			
工事原価計					
一般管理費等 (金銭的保証を必要とする)	式	1			
スクラップ控除	式	1			M0056
	式	1			第 13号表
工事価格計					
消費税相当額	式	1			

工 事 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
請負工事費					

作業土工

数 量 調 整 表			数量調整表優先
名 称	コード	計 算 式	
床掘（丸山南）	ME 1 （0 6）	= 15.6 + 3.4 = 19.000 	
埋戻（丸山南）	RT 1 （0 6）	= 12.0 + 2.7 = 14.700 	
丸山南 残土量	Z 1 （0 6）	= ME1 - RT1 / 0.9 = 19 - 14.7 / 0.9 = 2.670 	
床掘（集計）	ME （0 6）	= ME1 = 19 = 19.000 	
埋戻（集計）	RT （0 6）	= RT1 = 14.7 = 14.700	

数量調整表			数量調整表優先
名 称	コード	計 算 式	
Co殻（丸山南）	C o 1 （ 0 2 ）	= 0.5 = 0.500	

MOO54					
4連ブランコ設置 H=2500 ザイルロープ 児童用					
第 1号表					
金 円 1 基 当り					
積 算 項 目	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
製品費					
4連ブランコ H=2500 ザイルロープ 児童用 CP-01541同等品以上	基	1			見積
ブランコ安全柵 両面 4連用 CP-01566同等品以上	基	1			見積
着地マット (大) 1000×2000×43 CP-80934同等品以上	枚	4			見積
接着剤 CP-90950同等品以上	個	2			見積
運搬費					
運搬費	基	1			見積
据付費					

M O O 5 4					
第 1号表					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
プランコ据付費 4連	基	1			M O O 5 5 改訂2版 造園修景積算の手引き P432 第 2号表
マット据付費	枚	4			見積
基礎工事費					
コンクリート	m 3	2. 2			SP 1号表
型枠	m 2	1 6. 6			SP 2号表
基礎碎石 (t=100)	m 2	1 5. 3			SP 3号表
計					

MOO55

プランコ据付費
4連

第 2号表

金 円 1 基 当り

改訂2版 造園修景積算の手引き P432

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
特殊作業員	人				
普通作業員	人				
諸雑費	式	1			
計					

M O O 3 O						鉄棒設置 2連	第 3号表
金 円 1 基 当り							
積 算 項 目						単位	数量
製品費							
鉄棒 H=900, H=1200 PG33-TE004-B8同等品以上						基	1
着地マット (小) 1000×1000×45 PG33-M004同等品以上						枚	4
運搬費							
運搬費						基	1
据付費							
鉄棒据付費 2連						基	1
マット据付費						枚	4

MOO3O					
第 3号表					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
基礎工事費					
コンクリート	m 3	0. 7			SP 1号表
型枠	m 2	3. 2			SP 2号表
均しコンクリート	m 3	0. 04			SP 4号表
均し型枠	m 2	0. 3			SP 5号表
基礎碎石 (t=100)	m 2	0. 8			SP 3号表
基礎碎石 (t=50)	m 2	4. 8			SP 6号表
計					

MOO31

鉄棒据付費
2連

第 4号表

金 円 1 基 当り

改訂2版 造園修景積算の手引き P432

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
特殊作業員	人				
普通作業員	人				
諸雑費	式	1			
計					

MOO16					
建設発生土運搬・処分					
第 5号表					
金 円 10 m3 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
土砂等運搬	m3	10			SP 9号表
建設発生土処分費 処分先：駿遠開発事業(株) 切山残土処分場 牧之原市切山新菰沢594ほか47筆	m3	12			第3種建設発生土 土量変化率(礫質土) L=1.20
計					
単価	m3				

MOO40						遊具撤去・運搬・処分 対象：丸山南公園 プランコ、二連鉄棒		第 6号表		
金 円 1 式 当り										
積 算 項 目						単位	数量	単 価	金 額	摘 要
プランコ解体費						式	1			M0037
見積 第 7号表										
二連鉄棒解体費						式	1			M0038
見積 第 8号表										
無筋コンクリート取壊し・運搬・処分						m3	1			M0044
運搬距離：L=5.0km 第 9号表 数量コードC01										
トラック運搬（DID区間あり） 運搬距離：8.4km以下						台	1			
樋口興業（株） 藤枝市横内978-8 運搬距離：L=8.2km 第 11号表										
諸雑費						式	1			
計										

MOO37		プランコ解体費				第 7号表	
金 円		1 式 当り		見積			
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要	
土木一般世話役						1	
		人				1	
特殊作業員						1	
		人				1	
普通作業員						1	
		人					
諸経費							
		%					
計							

M0038

二連鉄棒解体費

第 8号表

金	円	1 式 当り	見 積		
積 算 項 目	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人				
特殊作業員	人				
普通作業員	人				
計					

MOO44					
無筋コンクリート取壊し・運搬・処分					
第 9号表					
金 円 10 m3 当り					
積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
構造物とりこわし	m3	10			第 10号表
殻運搬	m3	10			SP 10号表
コンクリート（無筋）殻処分 処分地：（株）紅林建材 藤枝市高洲83-5	m3	10			
計					
単価	m3				

構造物とりこわし

第 10号表

金 円 1 m3 当り					
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額
構造物とりこわし工（無筋構造物） 屋間単価 制約無 機械 機労		m3	1		標準単価（基本額）〔合計金額対象外〕
〔補正係数：週休2日補正〕		X			
〔補正係数：K1〕 低騒音・低振動対策の場合		X			
補正後標準単価		m3	1		
諸雑費		式	1		
計（合計金額対象外は除く）					

トラック運搬 (DID区間あり)
運搬距離: 8.4 km以下
第 11号表

金 円 1 台 当 り					
積 算 項 目		単位	数 量	単 価	金 額
トラック運搬 2 t 積		時間			
諸 雑 費		式	1		
計					

交通誘導警備員

第 12号表

金 円 1 式 当り					
積 算 項 目		単位	数 量	単 価	金 額
交通誘導警備員B					
		人	1		1日、1人
計					

MOO56

スクラップ^{プラ}控除

第 13号表

金 円 1 式 当り

積 算 項 目	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
(控除) 丸山南公園	式	1			鉄：0.22 t (規格：ヘビーH2) 建設物価 8月 P795
計					

施 工 パ ッ ケ ー ジ 区 分 一 覧 表

名 称	内 容	
コンクリート	構造物種別＝小型構造物，打設工法＝人力打設，コンクリート規格＝コンクリート規格 選択，養生工の種類＝一般養生，現場内小運搬の有無＝無し &コンクリート規格＝18-8-25(20)-BB W/C 60%以下	SP 1号表
型枠	型枠の種類＝一般型枠，構造物の種類＝小型構造物	SP 2号表
基礎碎石	碎石の厚さ＝7.5cmを超え12.5cm以下，碎石＝碎石の種類 選択 &碎石規格＝再生クラッシャーラン(RC-40)	SP 3号表
コンクリート	構造物種別＝無筋・鉄筋構造物，打設工法＝人力打設，コンクリート規格＝コンクリート規格 選択，養生工の種類＝一般養生，現場内小運搬の有無＝無し &コンクリート規格＝18-8-25(20)-BB	SP 4号表
型枠	型枠の種類＝一般型枠，構造物の種類＝均しコンクリート	SP 5号表
基礎碎石	碎石の厚さ＝7.5cm以下，碎石＝碎石の種類 選択 &碎石規格＝再生クラッシャーラン(RC-40)	SP 6号表
床掘り	土質＝土砂，施工方法＝上記以外（小規模） ＊土砂の種類＝土砂（レキ質土）	SP 7号表
埋戻し	施工方法＝上記以外（小規模），土質＝土砂 ＊土砂の種類＝土砂（レキ質土）	SP 8号表
土砂等運搬	土砂等発生現場＝小規模，積込機種・規格＝バックホウ山積0.28m ³ （平積0.2m ³ ），土質＝土砂（岩塊・玉石混り土含む），DID区間の有無＝有り，運搬距離＝17.0km以下	SP 9号表

施 工 パ ッ ケ ー ジ 区 分 一 覧 表

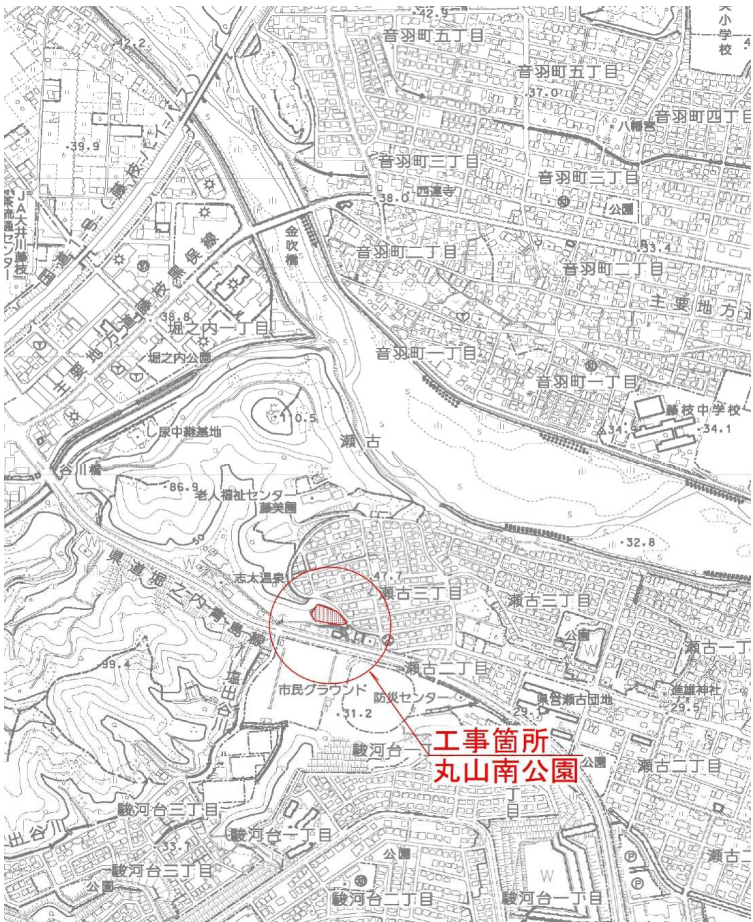
名 称	内 容	
般運搬	般発生作業＝コンクリート（無筋）構造物とりこわし，積込工法区分＝機械積込，D I D区間の有無＝有り，運搬距離（k m）＝ 5．7 k m以下	SP 1 0 号表

地 下 埋 設 物 調 査 書 (公 園 施 設 長 寿 命 化 第 3 工 区 工 事)

埋 設 物	埋 設 状 況			管 理 者	
	縦 方 向	横 方 向	特 殊 箇 所	市	管理側
水 道 管	地下埋設物管理図により無いことを確認した。			宮森	
ガ ス 管	地下埋設物管理図により無いことを確認した。			宮森	
大井川広域水道企業団	地下埋設物管理図により無いことを確認した。			宮森	
大井川土地改良区	地下埋設物管理図により無いことを確認した。			宮森	
N T T ケーブル	地下埋設物管理図により無いことを確認した。			宮森	
中部電力ケーブル	地下埋設物管理図により無いことを確認した。			宮森	
下水道管	地下埋設物管理図により無いことを確認した。			宮森	

位置図

丸山南公園



障害者差別解消法等に基づく差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供についての留意事項に関する特記事項

(受注者の責務)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」（平成 28 年 3 月 11 日藤枝市長決定）第 2 条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第 3 条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。

情報共有システム（ASP）の活用に関する特記仕様書

第1条（情報共有システムの活用）

本工事は、発注者及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム(ASP)の対象工事である。実施にあたっては「藤枝市における情報共有システム活用要領」及び「藤枝市における情報共有システム活用の手引き」に基づき実施する。受注者は、情報共有システムの利用の有無を発注者と協議し決定する。利用する場合に必要な事項を以下のとおり定める。

第2条（システムの選定）

受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、発注者と協議し承諾を得なければならない。利用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

- ・「土木工事」の場合

工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 （最新版）

（国土交通省）

- ・「建築・建築設備工事」の場合

工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 営繕工事編 （最新版）

（国土交通省大臣官房官庁営繕部 整備課施設評価室）

第3条（利用契約）

発注者及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数やワークフロー機能の対象者等については、「事前協議チェックシート」に基づき、担当監督員と協議するものとする。

第4条（費用負担）

情報共有システムを利用する発注者及び受注者の費用は、情報共有システムへの登録料及び使用料であり、設計図書における経費のうち、共通仮設費の率分（技術管理費）に含まれるものとし、受注者の負担とする。

工事写真の電子データに関する特記仕様書

第1条（工事写真の提出）

当該工事（以下「本工事」という。）の工事写真を電子データの対象とするか否か、受注時に発注者、受注者協議の上、選択できるものとする。対象とした場合に必要な事項を以下のとおり定める。

第2条（工事写真）

工事写真は「写真管理基準」により撮影したものを指す。

第3条（電子データの作成）

電子データは、国土交通省版の「デジタル写真管理情報基準」に基づいて作成するものとする。

第4条（提出方法）

納品は要領に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で2部提出する。

なお、納品の際には事前にエラーチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで納品するものとする。

第5条（定めなき事項）

本仕様書および共通仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、必要に応じ監督員と協議するものとする。

熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書

(適用)

第1条 本特記仕様書は、受注者が熱中症対策に資する現場管理費率の補正を希望する場合に、受発注者間協議により適用することができる。

(用語の定義)

第2条 この特記仕様書における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。
- (2) 工期 工事着手日から工事完了日前の受発注者間で協議した日までの期間をいう。ただし、当該機関に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- (3) 真夏日率 工事着手日から工事完了日までの期間（以下「工事期間」という）中の真夏日を工期で除した割合をいう。なお、真夏日率の算定は次の算定式によるものとする。

【算定式】真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期

※小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位止めとする。

- (4) 補正值 真夏日率に補正係数を乗じた値をいう。なお、補正值の算定は次の算定式によるものとする。

【算定式】補正值（％）＝真夏日率×補正係数

※補正係数は1.2とする。

※真夏日率及び補正值は、小数点以下第3位を四捨五入して、小数点第2位止めとする。

(気温の計測方法等)

第3条 受注者は工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するものとする。なお、気温の計測方法は次のとおりとする。

- (1) 計測方法 工事現場から最寄りの気象庁の地域気象観測所の気温、又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上になる日を真夏日と見なす。なお、施工箇所が点在する工事へ適用する場合は、主工事の施工箇所の最寄りの地域気象観測所の気温を用いる。

ただし、森林工事においては工事現場から最寄りの気象庁の地域気象観測所の気温のみを適用することとする。また、これによりがたい場合は、あらかじめ監督員と協議の上、最寄りの気象庁の地域気象観測所、気象業務法（昭和27年法律第165号）に

基づき気象庁以外の者が行う気温の計測結果又は工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法で得られた気温の計測結果を用いることもできる。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

- (2) 気温の補正方法 気温の補正は森林工事のみに適用するものとし、(1)で得られた気温の計測結果(工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を除く。)は、次の算定式により補正を行うものとする。ただし、気象条件又は現場条件によりがたい場合は、監督員と協議の上、補正方法を決定するものとする。

【算定式】補正後の気温(℃)＝気温(℃)－標高差(m)×0.6/100(m)

※補正後の気温は、小数点第2位四捨五入1位止めとする。

ただし、標高差(m)＝工事現場の標高(m)－計測箇所の標高(m)」

(気温計の設置高さがわかる場合は、計測箇所の標高に加算すること)

※標高差の値は、小数点第1位四捨五入整数止めとする。

(計測結果の報告方法)

第4条 計測結果の報告方法は次のとおりとする。

受注者は監督員と事前に協議した提出期日までに真夏日率及び補正值を算出し、真夏日率等算定表(第1号様式)を発注者に提出するものとする。

真夏日率等算定表

工事名：

受注者：

現場代理人：

熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書に基づき、真夏日率等を下記の通り算出したので、提出します。

項目	細目	数量	単位	備考
工期：	工事着手日			
	計測完了日			
	工事中止期間等		日	年末年始6日、夏季休暇3日 工場製作、全面中止期間等
	工期		日	①
真夏日（暑さ指数）：			日	② 算出根拠から自動出力
真夏日率：				=真夏日②÷工期①
補正值：			%	=真夏日率×1.2

※黄色ハッチ部を記入
※マニュアルを参照すること
※自動で出力される値は参考である。

遠隔臨場の実施に関する特記仕様書

本工事（業務）は、遠隔臨場の対象であり、受発注者間の調整により、遠隔臨場を実施することができる。

（定義）

第1条 遠隔臨場とは、建設現場において、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会・段階確認及び検査のことをいう。

（適用）

第2条 遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等により映像及び音声を監督員又は検査員等にリアルタイム配信を行い、双方向通信により相互に確認を行うことをいう。

（実施方法）

第3条 受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。

（1）事前調整

受注者は、監督員と遠隔臨場の実施日時、適用（確認する項目・内容）、仕様（使用する機器・アプリケーションまたはサービス）、その他必要な事項について調整する。なお、電話、メール等での調整を可とする。

（2）実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通話中の監督員又は検査員の映像を含む写真等のいずれかの記録を行うものとする。

遠隔臨場が行われた内容の記録は、監督員又は検査員の臨場又は実地に替えて黒板に遠隔臨場であることを明記した写真により行うものとする。

（実施手続）

第4条 遠隔臨場は、以下の手順により実施する。

（1）事前調整

受注者は、遠隔臨場の実施について、監督員と事前調整する。

（2）立会・段階確認、検査の申請

受注者は、遠隔臨場を実施する場合、段階確認・立会願（第2号様式）の確認項目欄又は検査依頼書の検査の種類欄に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。

ただし、監督員又は検査員が臨場の必要があると判断した場合は、遠隔臨場による申請を行った場合においても、臨場により実施するものとする。

（3）立会・段階確認、検査の実施

受注者は、所定の日時に、監督員又は検査員に対して通信を開始して実施する。

ただし、監督員又は検査員が必要とする情報が得られないと判断した場合は、遠隔臨場を中止し、通常の臨場で確認を実施するものとする。

（4）立会・段階確認、検査の確認

受注者は、遠隔臨場による立会・段階確認を実施した場合、段階確認・立会願（第2号様式）の確認書に、実施記録を添付し監督員に提出するものとし、遠隔臨場による検査を実施した場合は、検査終了後速やかに実施記録を監督員経由で検査員に提出するものとする。

（機材等の手配・仕様）

第5条 受注者は、以下の項目により遠隔臨場に必要な機器等を準備するものとする。

- (1) 受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行う。
- (2) 発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等を利用する。
- (3) 利用するアプリケーションまたはサービスは、発注者が保有するタブレット端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して新たな費用負担が生じないものを受注者が選定する。

(費用)

第6条 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費（業務の場合は諸経費）の率分に含まれるものとし、別途計上しない。

個人情報取扱特記仕様書

1 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 複写又は複製の禁止

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、複写し、又は複製してはならない。

7 再委託の禁止

受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

8 資料等の返済等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

9 従事者への周知

受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

10 実地調査

発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による事務の執行に当たり取扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

11 事故報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

藤枝市週休２日工事（土木工事）特記仕様書

（目的）

第１条 本特記仕様書は、公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保が重要な課題となっていることに鑑み、建設現場における休日確保型工事の実施に伴い必要となる経費を適切に計上することにより、週休２日の取得が可能な環境づくりを推進し、その労働環境の改善を目的とする。

（用語の定義）

第２条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象期間 工事着手日（準備期間を除く。）から工事完成日（後片付け期間を除く。）までの期間のことをいう。ただし、年末年始休暇（６日間）、夏季休暇（３日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。
- (2) 現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。
- (3) 現場閉所率 対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）で算定する。現場閉所率が 28.5% 以上の場合を 4 週 8 休以上とする。
- (4) 週休２日 対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (5) 完全週休２日（土日） 対象期間のすべての週において、現場閉所を土日に指定し、１週間に２日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受発注者間の事前協議により、予めこれに代わる定休日を設定できるものとする。
- (6) 月単位の週休２日 対象期間の全ての月において、週休２日の状態をいう。
ただし、土曜日、日曜日の日数の割合が 28.5% に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。
- (7) 通期の週休２日 対象期間の現場閉所率が 28.5% 以上の状態をいう。

（費用の計上）

第３条 週休２日工事の費用計上は、対象期間中の現場の閉所状況に応じ、静岡県が定める「週休２日推進工事積算要領」の規定に準じ、補正係数を乗じて行うものとする。

（実施方法）

第４条 週休２日工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに現場閉所計画表を監督員に提出し、これに基づき施

工を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。

- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度、変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料の提出を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、規程の現場閉所を行ったと認められない場合には、静岡県週休2日推進工事（土木工事）実施要領の規定に準じ、現場閉所率に応じた費用計上による減額変更契約を行うものとする。

（工期設定の条件）

第5条 設定された工期に見込まれている特記事項は、次のとおりとする。

- (1) 雨休率 休日と降雨降雪及び猛暑日数の年間の発生率をいう。この場合において、休日は、日曜日及び土曜日、祝日、年末年始休暇（6日）並びに夏季休暇（3日）とし、降雨降雪及び猛暑日数は地域ごとに算出が困難なため、「0.9」とする。

ただし、猛暑期間（6月～9月）外の工事については、猛暑日を考慮しない雨休率「0.8」とする。

- (2) 工事の性格 () 日
- (3) 地域の事情 () 日
- (4) 自然条件 () 日
- (5) その他 () 日

交通誘導員の配置に関する特記仕様書（標準）

（交通誘導員の設計計上数量）

第1条 本工事の施工に際しては、設計書に計上した交通誘導員の人員を配置する。なお、配置場所等については、監督員と協議するものとする。

（安全対策）

第2条 受注者は、工事の施工に当たって交通整理等を行うときは、公共工事の円滑な執行に資することを理解し、事故のないよう適正に工事を実施しなければならない。

2 受注者は、工事の施工にあたって、交通整理等を行うときは、配置人員、配置位置及び配置期間等について、監督員と協議を行わなければならない。また、計画に変更が生じた場合も同様とする。

3 受注者は、工事の施工にあたって交通整理等を行った場合、工事完了時に実施内容の判る写真、交通誘導員勤務実績表を併せて提出しなければならない。

（その他）

第3条 交通誘導員は、原則、警備業法（昭和47年法律第117号一部改正平成16年法律第50号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置するものとする。

2 現場代理人は、交通誘導員について、住民等から意見があった場合は、速やかに監督員へ報告し、協議を行うものとする。

3 現場代理人は、交通誘導員の点呼を取り、交通誘導員の健康状態や交通整理状況を常時把握し、異常のあるときは速やかに警備会社へ連絡し、交替を要請するとともに、交替要員が現場に到着するまでの間、交通誘導を要する現場作業は控えるものとする。

4 現場代理人は、施工区域内において、複数の他工事が重複する場合は、事故の未然防止及び安全対策に万全を期するとともに、他工事との調整等を図るなかで、交通誘導員を適正に配置するものとする。